

喜茂別町一般廃棄物最終処分場維持管理計画

維持管理技術基準	管理計画
1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地に被覆設備を設ける。 粉塵防止のため散水を行う。
2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	規定物以外の搬入防止、散水。
3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	散水設備の設置、規定物以外の搬入防止、覆土の励行、消防法に則った消火設備の設置を行う。
4 ねずみが生息し、及び蚊・ハエその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	被覆設備により進入を防止する。 最終処分場の敷地全体では門囲障設備により侵入を防止する。
5 前項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第1号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	被覆設備により侵入を防止する。 最終処分場の敷地全体では門囲障設備により侵入を防止する。
6 前項第2号の規定により設けられた立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書替その他必要な措置を講ずること。	施設の管理員により管理を行う。
7 前項第4号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	管理員の点検により補修等が必要と認められた場合は、速やかに対処する。
8 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予測される負荷により、前項第5号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷する恐れがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	法面部に埋め立てる場合は、事前に鋭利なもの等を含まない土砂で遮水工表面に保護土等を施す。 底面部は工事竣工時に50cmの保護土を施しておく。
9 前項第5号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	管理員による定期的な目視点検及び地下水の水質検査により監視する。
10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採水され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	埋立地上下流に設けるモニタリング井で採水し検査する。 検査記録については、埋立廃止まで保管する。

維持管理技術基準	管理計画
<p>イ 埋立処分開始前に別表第二の上覧に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について、1年に1回（イただし書きに規定する最終処分場にあつては、6月に1回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地価水等の汚染が生ずる恐れのないことが明らかな項目については、この限りではない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導度又は塩化物イオンについて1月1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書きに規定する最終処分場にあつては、この限りではない。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導度又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地価水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>11 前号イ、ロ又はニの規定による地価水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が戸外最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。）が認められた場合には、その原因を調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員により、早急に検査、報告等を行い、調査委員会などにより対処方法を検討し措置を講ずる。</p>
<p>12 前項第5号ニただし書きに規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>該当しない。</p>
<p>13 前項第5号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>コンクリートのひび割れ等を管理員により、定期的に検査する。</p>
<p>14 前項第5項の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員が設備状況を定期的に確認するとともに、毎月水質検査を行う。また、設備等異状時の通報設備を設ける。</p>

維持管理技術基準	管 理 計 画
(2)水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量（別表第一の備考4に規定する場合に限る。）について1月に1回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずる恐れのないことが明らかな項目については、1年に1回）以上測定し、かつ、記録すること。	
15 前号第6号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	施設の管理員により定期的に点検し、管理を行う。
16 通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを排除すること。	ガス抜き管を設けてガスを排除する。 通気設備を設ける。
17 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第2項第1号ニにおいて同じ。）は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第5号ニただし書きに規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布と同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久性を有する覆いにより閉鎖すること。	最終覆土として粘性土等により50cm以上の覆土を行う。また、表面に排水勾配を設け浸透を抑制し、埋立地外へ排水する。
18 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するための必要な措置を講ずること。	定期的に点検、補修を行う。
19 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	維持管理日報を作成し、施設内に常備する。